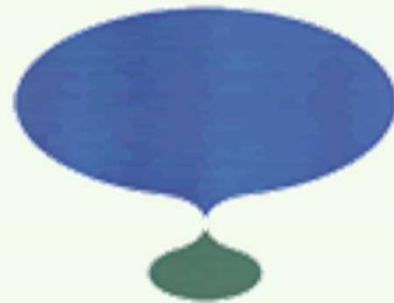


屋外広告物条例ガイドライン（案） の改正等にかかる市の対応について



湖 南 市

I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

- (1) 屋外広告物の点検義務および点検者要件
- (2) 通行者が多い区域に掲出される屋外広告物の許可期間の短縮

ガイドライン（案）改正の背景

札幌市（北海道） H27. 2

市内の飲食店ビルの外壁に取り付けられた看板の一部が落下し、歩道を通行していた女性の頭部に当たり、重傷を負わせる事故が発生。

外壁への取付部分が腐食したことで強度が低下し、強風の影響で落下したとみられる。



①維持管理における点検不足

⇒ (1) 点検者要件の見直し

②歩行者の多い歩道 ③歩道の上空を占用していた突出し看板の落下

⇒ (2) 通行者の多い地域の許可期間の見直し

I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

ガイドライン（案）の改正内容 H28.11.18改正

(1) 広告物の所有者等は、規則により、**屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者**（※）につぶさに安全点検をさせなければならない。ただし、規則で定める広告物・掲出物件は除く。

※屋外広告業の事業者団体が公益目的事業として実施する**広告物の点検に関する技能講習の修了者等**が考えられる。

(2) 公衆に対する危害の防止の観点から、**中心市街地や観光地等、通行者が多い区域**では、許可期間を現行の3年よりも短くすることが望ましい。

「広告物の点検に関する技能講習の修了者」（点検技能講習修了者）

- ・ガイドラインの改正をうけて、平成28年度より開催されている。
- ・点検に特化した実務的・実践的な講習内容。
- ・受験資格に実務経験年数有。
（工事経験年数5年以上、履歴件数10件以上等）

I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

許可期間の見直しについて

【許可期間】（県・湖南省市とも同様）

広告物の種別による許可期間に長短は設けているが、地域による許可期間に長短は設けていない。（最大3年）

（県の検討結果）

（通行者が多い区域）

容積率400%以上の商業地域とする。 ※観光地は含まない。

許可期間の短縮は行なわず、点検者要件の見直しにより安全性を確保。

（湖南省市の方針）

- 湖南省市には、容積率400%以上の商業地域はあるが、歩行者は少ない。
- 市内の屋外広告物の大半は民地内に設置されている。



通行者の多い地域における許可期間の見直しは行わない

I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

点検者要件の見直しについて

（県の方針）

（現行）

【高さ4mを超える 広告物の点検者要件】

- ・屋外広告士
- ・屋外広告物講習会修了者
- ・職業訓練指導員免許所持者
- ・技能検定合格者
- ・職業訓練修了者

【高さ4m以下の 広告物の点検者要件】

- ・なし

建築基準法に基づき
工作物の確認が必要な物件
となります。

（改正案）

【通行者が多い区域における 高さ4m超えの広告物の点検者要件】

- ・屋外広告士
- ・点検技能講習修了者

【高さ4mを超える 広告物の点検者要件】

- ・屋外広告士
- ・屋外広告物講習会修了者
- ・職業訓練指導員免許所持者
- ・技能検定合格者
- ・職業訓練修了者

【高さ4m以下の 広告物の点検者要件】

- ・なし

I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

（湖南省条例による現状の点検者要件） ※県と同様

【高さ4mを超える広告物の場合】

- ・屋外広告士
- ・屋外広告物講習会修了者
- ・職業訓練指導員免許所持者
- ・技能検定合格者
- ・職業訓練修了者

【高さ4m以下の広告物の場合】

- ・なし

（点検者の現状）

○湖南省の許可物件において、高さ4mを超える広告物の点検にあたっては、屋外広告物講習会修了者によるものが多い。

※屋外広告物講習会...都道府県・政令市・中核市により実施される、屋外広告物に関する知識の習得を目的とする講習会。

点検に関する科目は無し。受験資格は、特になし。



屋外広告物講習会修了者は屋外広告士と同等以上の知識を有するとは言いがたい。

I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

○「屋外広告士その他これと同等以上の知識を有する者」として、下記の資格が想定される。

※赤字は、現在の点検者要件には記載無し。

- ①屋外広告士
- ②点検技能講習修了者
- ③建築士（1級 2級 木造）
- ④電気工事士（第1種、第2種）
- ⑤電気主任技術者（第1種 第2種 第3種）
- ⑥職業訓練指導員免許所持者（広告美術科、帆布製品製造取付）
- ⑦技能検定合格者（広告美術仕上げ、帆布製品製造取付）
- ⑧職業訓練修了者（広告美術科、帆布製品製造取付）

（湖南省の今後の方向性について）

○高さ4mを超える広告物の点検者については、現状の資格要件から再検討が必要と考える。

○ただし、検討にあたっては、下記の点を考慮する。

- ・湖南省には、実態として、通行者が多い区域と言える地域は無い。
- ・現状の高さ4mを超える広告物の点検にあたっては、屋外広告物講習会修了者によるものが多い。

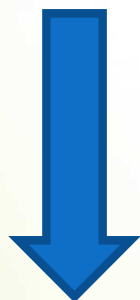
I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

(3) 広告料収入により設置管理される屋外広告物の規制緩和

ガイドライン（案）の改正の背景

背景

- ・近年、民間が主体となった、良好な環境の形成、エリアの魅力向上等を図るためのエリアマネジメント活動の取組が広がってきている。
- ・安定的な活動財源の確保の問題があるため、その対応策として、道路、公園、広場等の公共空間等において屋外広告物のスペースを販売し、自主財源としている例がみられる。



課題

- ・地方公共団体が屋外広告物条例に基づき、道路、公園、広場等の公共空間は、一般的に、屋外広告物設置の禁止区域とされているケースが多い。
- ・こうした規制が広告収入によるエリアマネジメント活動の自主財源の確保のハードルとなっている。

解決策

- ・屋外広告物条例の参考となる屋外広告物条例ガイドライン（案）を改正し、地域の公共的な取組に要する費用に充てるため設置する屋外広告物で良好な景観の形成に寄与するものについては、許可等により、禁止物件・禁止区域等であっても設置できる旨の規定を追加し、屋外広告物条例による規制の弾力化を促す。

I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

民間主体のエリアマネジメント活動及び良好な景観の創出を推進

【大阪市の事例】

（一社）グランフロント大阪TMOが、「うめきた地区」において、エリア内の清掃、施設の点検、巡回バスの運営、イベントの開催等を実施。

大阪市屋外広告物条例では、NPO法人等が公共的な取組に要する費用の一部に充てるため表示する広告物について、禁止地域・禁止物件の規定を適用除外としており、また、TMOは景観の自主ルールを策定し、デザインの優れた屋外広告物を設置することが可能となり、良好な景観の創出と自主財源の確保を図っている。



ガイドライン（案）の改正内容

公益上必要な施設・物件に表示・設置する広告物で、その**広告料収入**をその施設・物件の**設置・管理に要する費用に充てるもの**については、禁止物件及び禁止地域・許可地域の規定を適用しない。

I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

県による検討状況

以下の要件を満たす広告物を、適用除外とする方針。

【禁止地域・許可地域・禁止物件】

- ①国または地方公共団体が設置または管理する施設・物件であること
- ②表示する広告料収入を当該物件等の維持管理費用に充てること
- ③以下の基準に適合する大きさであること
 - ・表示面積の合計が5㎡以下
 - ・当該施設・物件の外郭線を1平面とみなした場合の面積の1/5以下

【禁止物件にあっては下記の要件も設ける】

- ④表示内容は、設置・管理協力者である旨に限定
例:自己の氏名、名称、店名、商標(ロゴマーク)

I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

湖南省における該当の物件・地域について

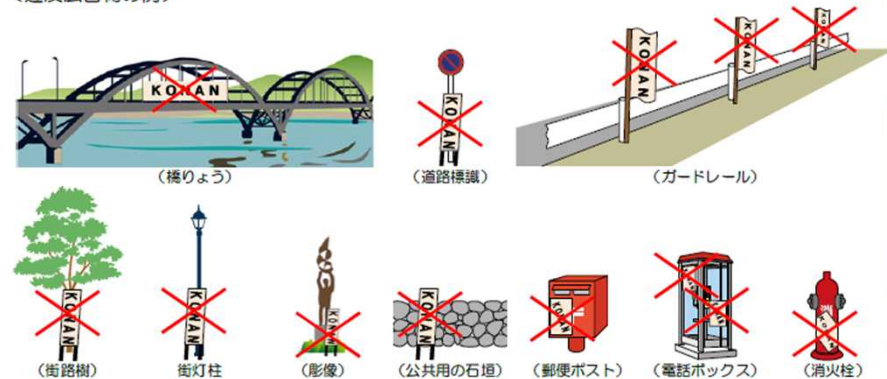
禁止物件

- 「無秩序」に広告物が表示されることが好ましくない物件
 - ・ 良好な景観や風致の維持
 - ・ 公衆への危害（見通し不良等）の防止

3. 禁止物件

公共構造物	橋りょう、トンネル、高架構造物など
道路関係	道路の路面、信号機、道路標識、交通安全施設（ガードレール、デリネーター等）、 駒止めの類、里程標の類、街路樹、路傍樹など
文化的物件	彫像、記念碑、景観重要建造物および景観重要樹木など
公共的物件	公共用の石垣・擁壁の類、郵便ポスト、電話ボックス、公衆便所、消火栓、防火 水槽およびその防護柵、火災報知機、火の見やぐら、送電用鉄塔、送受信塔、照 明塔、煙突、ガスタンク、水道タンク、その他タンク類

<違反広告物の例>



※電柱、街灯柱その他これらに類するものには、巻付け広告物や袖付け広告物は提出可能ですが、はり紙、はりれ、立看板、
広告旗、その他これらに類するものを表示してはいけません。

「湖南省屋外広告物ガイドライン」 p10より抜粋

I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

○規制緩和により掲出が可能となる物件について、湖南省屋外広告物条例第8条に掲げる禁止物件においては、以下の通り。

（第1項第3号）彫像及び記念碑の類

（第1項第4号）景観法第19条第1項の規定により指定された景観重要建造物及び同法第28条第1項により指定された景観重要樹木

（第1項第5号）公用又は公共用の石垣、擁壁その他これらに類するもの

（第1項第9号）送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔

（第1項第10号）煙突及びガスタンク、水道タンクその他のタンクの類

（第2項）道路の路面



（大阪市北区）

（第3項）電柱、街灯柱その他電柱の類

I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

○改正ガイドライン（案）で規制緩和が可能となった禁止地域について、湖南省条例で対応する地域は、**第4種地域**となっている。

第4種 地域

第1種・2種低層住居専用地域、景観地区、風致地区、特別緑地保全地区および伝統的建造物群保存地区

国宝および重要文化財、県指定および市指定文化財の建造物の周囲で、市長が特に指定する地域

史跡、名勝、天然記念物に指定され、または仮指定された地域で、市長が特に指定する地域

市民農園、都市公園等、古墳および墓地

保安林として指定された森林のある地域のうち市長が特に指定する区域

原生自然環境保全地域および自然環境保全地域（市長が指定する区域を除く。）

滋賀県自然環境保全地域・保存樹林のある地域

鉄道、軌道、索道および道路のうち市長が市長が特に指定する地域等

その他市長が良好な景観もしくは風致を維持し、または公衆に対する危害を防止するため特に必要があると認める地域または場所

（第1種～第3種地域の範囲を除く）

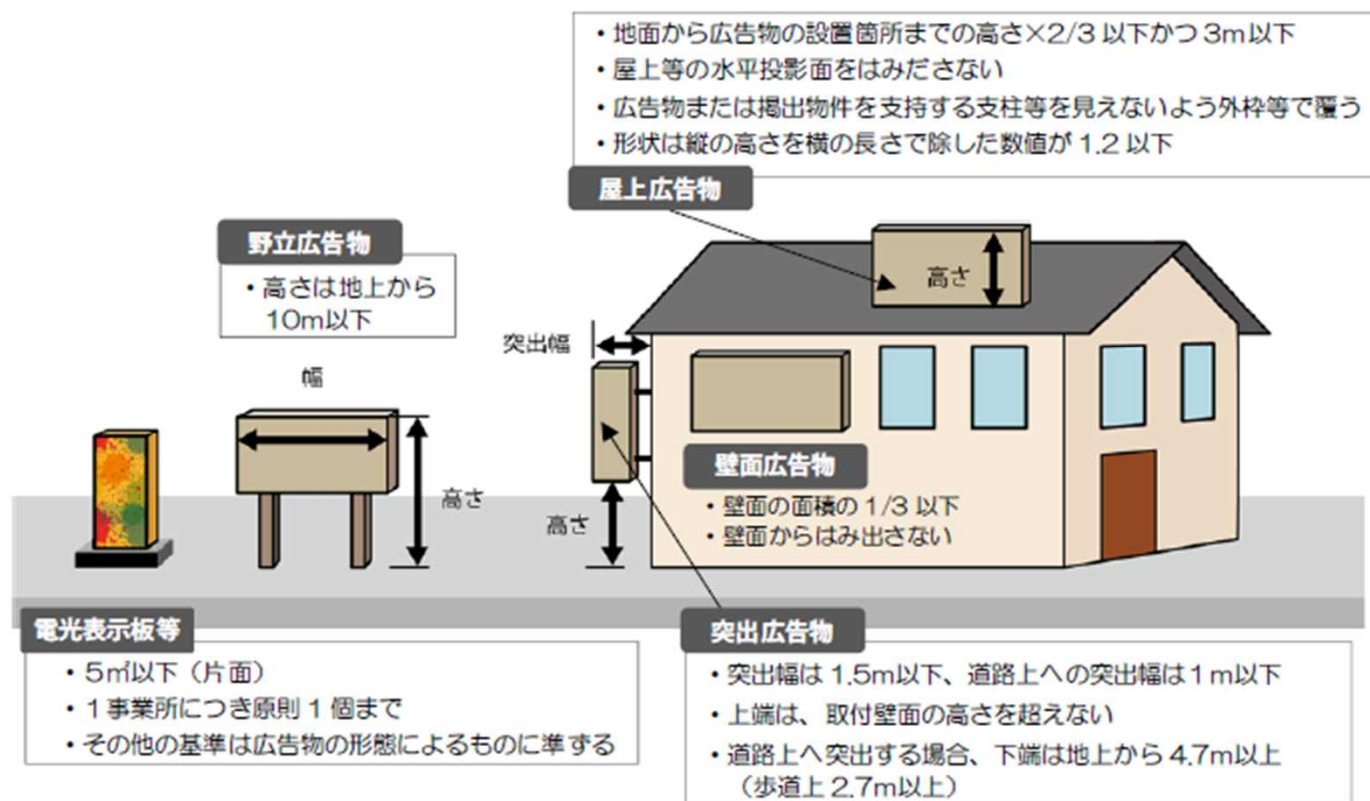


I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

○第4種地域は禁止地域ではなく許可地域となるが、規制内容については、以下の通り。

■自家用広告物（合計が5㎡以下の場合には許可不要）

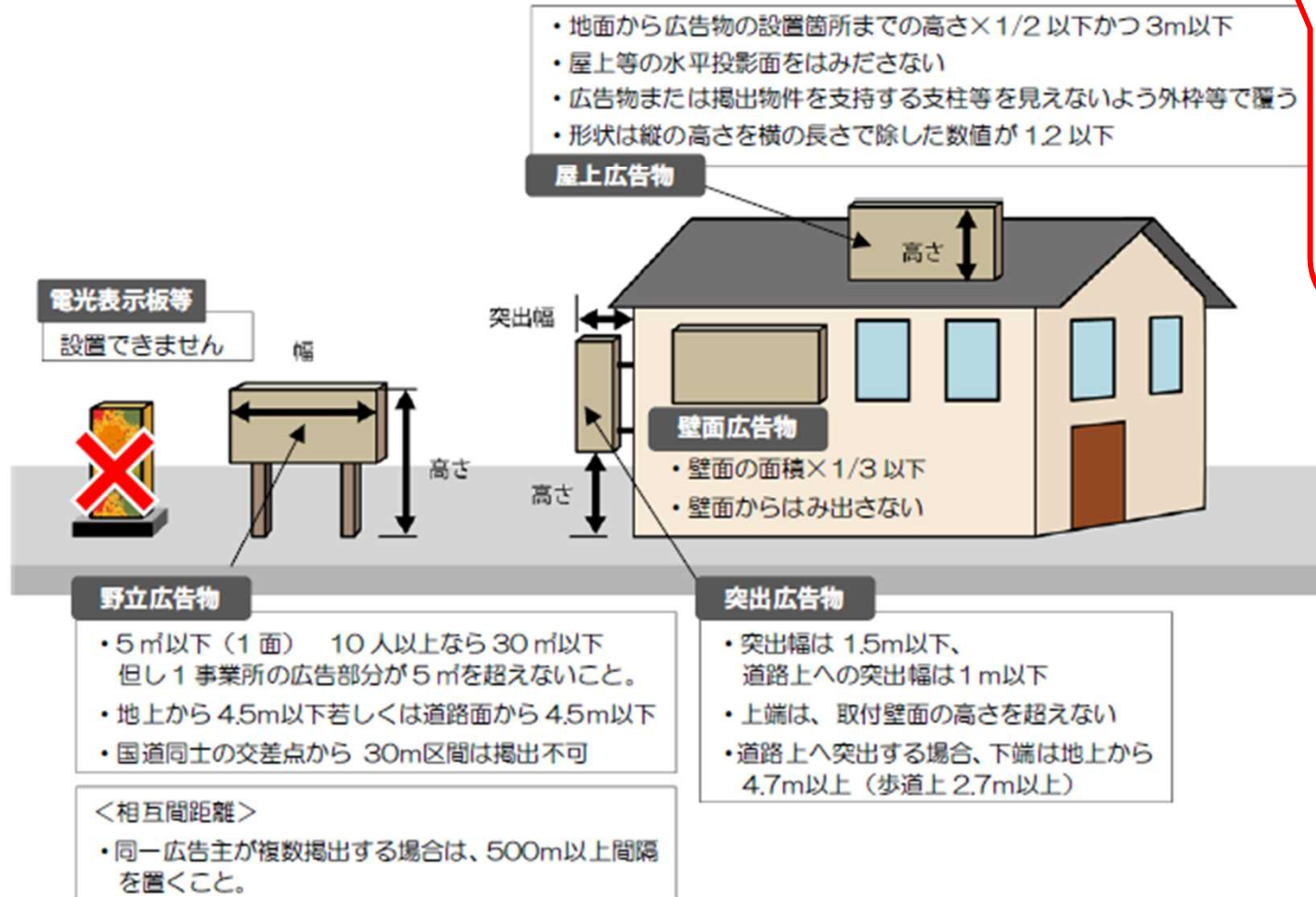
自家用広告物の表示面積の合計は、15㎡以下とします。



I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

■非自家用広告物

非自家用広告物は設置できません。ただし、道標・案内図板は設置できます。
「個数等」の制限は広告物の形態を問わず、かかります。



道標・案内図板
地図や道路名、矢印
や距離などの案内内
容が 広告表示面積の
40%以上であるもの



I. 屋外広告物条例ガイドライン（案）改正にかかる検討について

湖南省の今後の方向性について

以下の観点より検討を進める。

○公共的な取組や道路・公園等の維持管理を行うための安定的な財源確保が可能となるよう実効的な規制緩和を目指す。

○良好な景観や風致の維持、公衆への危害の防止を担保することに配慮する。

Ⅱ. 屋外広告物法改正にかかる検討について

田園住居地域における屋外広告物の規制について

屋外広告物法の改正内容

・平成29年6月に「都市緑地法等の一部を改正する法律」が施行されたことにより、屋外広告物法が改正。

・ **禁止地域とすることができる** 区域として、「**田園住居地域**」が追加された。

(屋外広告物法第3条第1項)

改正前

(禁止地域)

- ・ 第一種低層住居専用地域
- ・ 第二種低層住居専用地域
- ・ 第一種中高層住居専用地域
- ・ 第二種中高層住居専用地域



改正後

(禁止地域)

- ・ 第一種低層住居専用地域
- ・ 第二種低層住居専用地域
- ・ 第一種中高層住居専用地域
- ・ 第二種中高層住居専用地域
- ・ **田園住居地域**

Ⅱ. 屋外広告物法改正にかかる検討について

県による検討状況

滋賀県屋外広告物条例(現行)

禁止地域として指定

- 第一種低層住居専用地域
- 第二種低層住居専用地域

主に低層住宅にかかる良好な住環境の確保を目的とした地域



目的が異なる

田園住居地域…**農地の利便性**と低層住宅にかかる良好な住環境との共存を図る地域として、**農地の活性化**を図ることも目的とされる。

⇒**田園住居地域を禁止地域として設定しない。**

Ⅱ. 屋外広告物法改正にかかる検討について

湖南省の対応について

(現行の湖南省条例)

・ 第一種低層住居専用地域・第二種低層住居専用地域については、第4種地域に指定。

・ 湖南省においては、田園住居地域を指定する予定は無いため、条例改正も行わない。